

# 養育費裁判の現状と改革への課題

法科大学院 松 嶋 道 夫

## はじめに

- 一 養育費の現状はどうなっているか
- 二 養育費は何によって決定されるか
- 三 実務の養育費の算定方法にはどのような問題があるか
- 四 「簡易算定表」による具体的算定にどのような矛盾があるか
- 五 養育費裁判にどのような問題があるか
- 六 養育費はどのように算定するべきか
- 七 むすびにかえて―養育費請求権、扶養義務理論の再検討

説 論

近年離婚が増加し、離婚後の子ども養育費問題が重要視されている。離婚後、非監護親の多くが養育費を支払っていない。支払われても養育費が低額で離婚後の子どもの生活が厳しい状況が伝えられており、特に離婚後の子どもの生活にセーフティネットの確立が求められている。また、一九九六年に法務大臣に答申された「民法の一部を改正

する法律案要綱」において、離婚原因に「五年の別居」を導入することが提起されているが、離婚後の子ども<sup>(1)</sup>の生活保障等について法的手当が極めて不十分な状況がある。

裁判実務においては、強制執行の強化の為の民事執行法の改正がなされたが、その前提である養育費の水準は妥当なのだろうか。実務の養育費の算定にはコンピュータ計算による「簡易算定表」が作成され、調停・審判、さらには判決までもそれに依拠して決定される状況が生れている。全国の家庭裁判所で調停の研修にその活用を奨励され、行政機関の厚生労働省まで「養育費の手引き」を作成し推薦する熱<sup>(2)</sup>の入れようである。しかし、この東京・大阪養育費等研究会の六人の裁判官により作成された算定方式は多くの問題点を含む。算定方式はどのように検証されたのだろうか。迅速処理の名の下に、高裁判決まで「簡易算定表」へ当てはまるかどうかを養育費の妥当性の判断基準とし、具体的検討を省略する裁判が行われているが、これは妥当な裁判処理であろうか。最近の東京・大阪の家裁実務の養育費傾向を「予測の可能」な算定方式として、コンピュータ計算されたグラフ表が作られて運用されているが、それは父母の力関係のあらわれにすぎない過去の実務処理の傾向を合理性の検討もなく当てはめるもので、弱者の不利益を固定化するものではないか。現実に養育費の低額化と父世帯と母子世帯の生活格差の拡大、離婚後父母に分れた子ども間の養育差別など、離婚後の子どもに不利益を与え子の福祉の観点から問題を含む算定処理となっている。

そこで、算定方式と養育費裁判の問題点を、分析・検討し、子どもの養育費の把握、養育費の算定のあり方について、問題提起をするものである。養育費算定の実務は、多く父母の収入を指数で按分配分する算定方式で処理されてきたが、技術的処理に技巧を加えて変質し、扶養義務の概念とはかけ離れた算定処理となっている。また、父母の収入を按分するだけの算定実務は子どもの最低生活費を検討せず、離婚後の母子家庭の貧困を容認する原因となっている。親の子どもに対する扶養として十分なのかどうか問われなければならない。

このような観点から、養育費について、収入按分配分の処理による算定方法に見直しを求め、子どもの必要生活費を中心に父母が分担し合う算定方法を提案した。養育費算定で重要なのは、子どもの養育費の最低保障を確保すること、もう一つは余力ある場合には収入段階に応じた父母の負担額の基準が示されることである。

養育費の問題については、最近セーフティネットとしての養育費の最低保障基準と収入階級一〇段階における養育費の取決め基準のガイドラインについて試案を提起し<sup>(4)</sup>、養育費裁判の問題状況を指摘した論考を書いたが、改めてその概要を述べた。また、大阪・東京の裁判官による最近の論考を検討し、算定方式の矛盾を指摘した。さらに、養育費請求権・扶養義務の把握について一定の問題提起をし、改革の方向を検討した。

## 一 養育費の現状はどうなっているか。

### (一) 養育費裁判の実態

協議離婚や未婚の子を含めた一般的な養育費の受給状況は、厚生労働省調査二〇〇三年度によれば、現在も支給を受けているが一七・七%である。前回調査は二〇%であるから下がっている。支払いを受けたことがあるが一五・四%、受けたことがないが六六・八%であり<sup>(6)</sup>、約七〇%が全く養育費を支払ったことがない。「離婚母子世帯で父親と養育費の取決めをしている割合は三四%であるが、実際に養育費を受けている者の割合は一八%弱となっている」<sup>(7)</sup>。取決めをした者は全体の三分の一程度にすぎず、取決めをしてもその半数が途中で支払いを止めているのが現状である。

それでは養育費をどの程度支払っているか。養育費の支払いを受けたことがあるという世帯の平均月額額は、『女性白書二〇〇五』によれば四四、六六〇円である。これは一世帯あたりであるから、子ども一人当たりの平均額を出す<sup>と</sup>、母子世帯の平均人数は二〇〇〇年度二・六四人であるので子供の数は一・六四人であり、一人当たり二七、二三一円、つまり二万七〇〇〇円程度となる。養育費に関する裁判（調停審判事件）の支払額は、二〇〇四年の司法統計では、一人当たり平均額は月額一万円以下が二〇・三%、一万円超～二万円以下三一・九%、二万円超～四万円以下が三七・六%、四万円超～六万円以下が七・二%、六万超～八万円以下一・六%である。<sup>(8)</sup>驚くべきことにほぼ半数が二万円以下、四万円以下を加えるとほぼ九〇%になる（図表1参照）。

家裁月報に掲載されている東京・大阪家庭裁判所の調停のみの統計では、一人当たり月額で最も多いのは、二万円超～三万円以下が三〇件で最も多く、次に多いのが四万円超～五万円以下の二五件である。<sup>(9)</sup>

司法統計にもう一つの世帯当たりの統計がある。未成年の総数が「一人」のみの数値を見ると、一万円以下五%、一万円超～二万円以下一五%、二万円超～四万円以下四九・八%、四万円超～六万円以下二一・七%、六万円超～八万円以下三・八%、八万円超～一〇万円未満二・五%、一〇万円超一・四%となっている。<sup>(10)</sup>図表2は少し高めになっているが、これは、「離婚」調停成立、二四条審判に限定した<sup>こと</sup>と調停・裁判での指導が一定程度働いているものと思われる。

論 説

図表1 子の監護事件のうち認容・調停成立の内容が養育費・扶養料支払の取決め有り（父が支払者）の件数—支払額別子の性別及び年齢別—全国家庭裁判所

	総 数	1万円 以下	2万円 以下	4万円 以下	6万円 以下	8万円 以下	10万円 以下	10万円 超	額不定
総 数	<b>11,091</b>	<b>2,252</b>	<b>3,542</b>	<b>4,175</b>	<b>796</b>	<b>172</b>	<b>77</b>	<b>68</b>	<b>9</b>
	(100%)	20.3%	31.9%	37.6%	7.2%	1.6%	0.7%	0.6%	0.1%
0歳	<b>394</b>	<b>50</b>	<b>131</b>	<b>185</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
	(100%)	12.7%	33.2%	47%	5.1%	1%	0.5%	0.5%	0
1歳	<b>699</b>	<b>103</b>	<b>223</b>	<b>308</b>	<b>50</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
	(100%)	14.7%	31.9%	44.1%	7.2%	1.7%	0.4%	0	0
2歳	<b>649</b>	<b>115</b>	<b>212</b>	<b>263</b>	<b>42</b>	<b>11</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>
	(100%)	17.7%	32.7%	40.5%	6.5%	1.7%	0.3%	0.6%	0
3歳	<b>718</b>	<b>143</b>	<b>260</b>	<b>263</b>	<b>46</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
	(100%)	19.9%	36.2%	36.6%	6.4%	0.4%	0.3%	0.1%	0
4歳	<b>729</b>	<b>150</b>	<b>258</b>	<b>260</b>	<b>50</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
	(100%)	20.6%	35.4%	35.7%	6.9%	0.7%	0.4%	0.4%	0
5歳	<b>804</b>	<b>149</b>	<b>295</b>	<b>315</b>	<b>34</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
	(100%)	18.5%	36.7%	39.2%	4.2%	1.2%	0.1%	0	0
6-9歳	<b>2,815</b>	<b>644</b>	<b>938</b>	<b>1,011</b>	<b>157</b>	<b>29</b>	<b>17</b>	<b>14</b>	<b>5</b>
	(100%)	22.9%	33.3%	35.9%	5.6%	1%	0.6%	0.5%	0.2%
10-14歳	<b>2,744</b>	<b>618</b>	<b>831</b>	<b>1,002</b>	<b>215</b>	<b>29</b>	<b>26</b>	<b>21</b>	<b>2</b>
	(100%)	22.5%	30.2%	36.5%	7.8%	1.1%	1%	0.8%	0.1%
15-19歳	<b>1,517</b>	<b>274</b>	<b>391</b>	<b>562</b>	<b>178</b>	<b>67</b>	<b>21</b>	<b>22</b>	<b>2</b>
	(100%)	18.1%	25.8%	37%	11.7%	4.4%	1.4%	1.5%	0.1%
20歳以上	<b>22</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
	(100%)	27.3%	13.6%	27.3%	18.2%	9%	0	4.5%	0
男	<b>5,664</b>	<b>1,177</b>	<b>1,831</b>	<b>2,083</b>	<b>405</b>	<b>90</b>	<b>43</b>	<b>32</b>	<b>3</b>
	(100%)	20.8%	32.3%	36.8%	7.2%	1.6%	0.8%	0.6%	0.1%
女	<b>5,427</b>	<b>1,075</b>	<b>1,711</b>	<b>2,092</b>	<b>391</b>	<b>82</b>	<b>34</b>	<b>36</b>	<b>6</b>
	(100%)	19.8%	31.5%	38.5%	7.2%	1.5%	0.6%	0.7%	0.1%

最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編 平成16年』から作成

図表2 「離婚」の調停成立又は24条審判事件のうち母を監護者と定めた未成年の子有りの件数—夫から妻への養育費支払額別子の数別—全家庭裁判所

	総数	1万円以下	2万円以下	4万円以下	6万円以下	8万円以下	10万円以下	10万円超	額不定
総数	14,925 (100%)	733 4.9%	1,824 12.2%	6,011 40.3%	3,834 25.7%	1,088 7.3%	864 5.8%	567 3.8%	4 0%
1人	7,564 (100%)	380 5%	1,132 15%	3,817 50.5%	1,645 21.7%	290 3.8%	192 2.5%	108 1.4%	0 0
2人	5,933 (100%)	290 4.9%	562 9.5%	1,881 31.7%	1,831 30.9%	655 11%	456 7.7%	255 4.3%	3 0.1%
3人	1,306 (100%)	58 4.4%	113 8.7%	291 22.3%	340 26%	119 9.1%	203 15.5%	181 13.9%	1 0.1%
4人	114 (100%)	3 2.6%	16 14%	21 18.4%	16 14%	24 21.1%	12 10.5%	22 19.3%	0 0
5人以上	8 (100%)	2 25%	1 12.5%	1 12.5%	2 25%	0 0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0

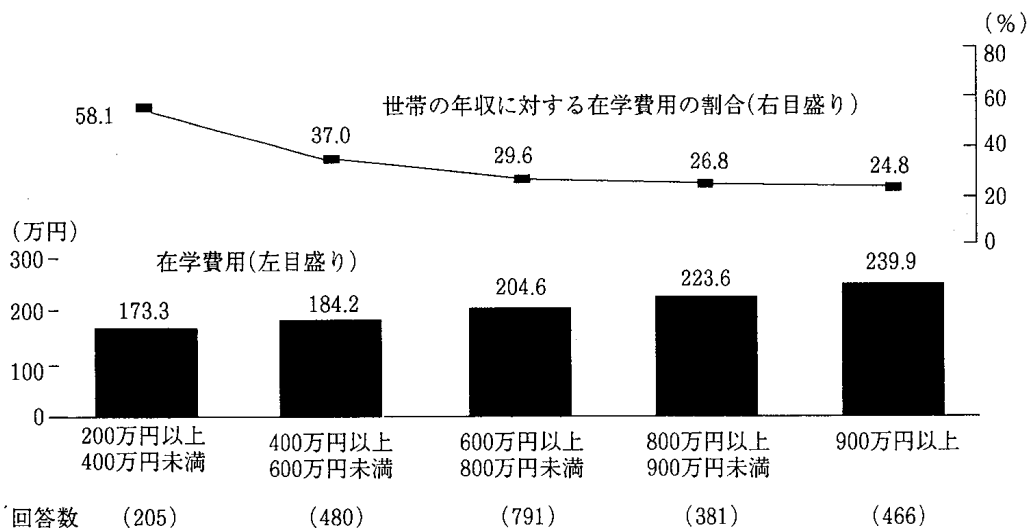
最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編 平成16年』から作成

二一年前の司法統計と比較すると、「昭和五七年度には、未成年扶養では、『二万円以下』が二三・三%、『二万円以下』三五・二%、『三万円以下』と『四万円以下』を合計したものが三一・一%となっているのに対し、婚姻関係の扶養料は、『二万円以下』六・三%、二万円以下二九・二%、『四万円以下』四九・四%となっており、未成年扶養に比べ婚姻関係事件の養育料はより高額な取決めが多いことがわかる<sup>(1)</sup>。二万四万円が最も多くあまり変わらない。物価変動にかかわらず、ほとんど養育費は上がっていない。日弁連によると、子どもの一人当たりの生活費は、子供の年齢を平均すると月額七万円を超えるにもかかわらず、離婚調停における養育費の取り決めは低額である<sup>(13)</sup>。

(二) 母子家庭の実態

それでは、子どもの生活費について、母子家庭の生活状況ではいくらかかっているかをみると、年収が二〇〇万円以上、四〇〇万円未満の世帯で年一七三万円（月一四・四万円）、四〇〇万円～六〇〇万円の世帯で一八四・二万円（月一五・三万円）、六〇〇～八〇〇万円の世帯で二〇四・六万円（月一七万円）がかかっている。また、世帯に占める子どもの在学費用調査があるが、その割合は二〇〇～四〇〇万円の世帯で五八・一％、四〇〇～六〇〇万円の世帯で三七％の収入を在学費用に使っている（図表3参照<sup>14</sup>）。  
 これによく生活ができると思う。二〇〇三年一月の全国母子家庭調査によると、母子世帯は一二二万五四〇〇世帯であり、母子世帯になった理由は離婚が全体の八〇％である。母の平均年齢は、三九・一歳である。「母の八〇％は働いているが、そのうち常用雇用者は三九％である。年間収入は平均二二二万円（平均世帯人員三・三六人）であり、一般世帯（同二・八八人）の約三割となっている」（図表4、図表5参照<sup>15</sup>）。母子世帯の収入のうちに占める勤労年収は、二〇〇二年では一三八万八千円であり、一九九八年は二〇〇

図表3 年収階級別にみた世帯の在学費用と世帯の年収に対する在学費用の割合（すべての子供にかかる在学費用）



注：小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用とその割合である。  
 資料出所：国民生活金融公庫総合研究所「家計における教育費負担の実態調査2003年度」

万七千円あったのに比べて三一%減少した<sup>(16)</sup>。また、千葉県の統計であるが、母子世帯は年収二〇〇万円未満が六割以上で、その収入は自分の勤労収入と児童扶養手当が支えであるとの調査（図表6参照）がある<sup>(17)</sup>。

図表3、図表6の統計は、児童扶養手当を含めた収入である。児童扶養手当は、「その所得に応じてきめ細かく設定されており、二人世帯（受給資格者1人、児童一人）の場合、収入が一三〇万円未満のときは四一、七二〇円、収入が一三〇万円以上三六五万円未満のときは四一、七二〇円から九、八五〇円まで一〇円刻みで設定されている」（二〇〇六年四月現在<sup>(18)</sup>）。全額をもらえても年五〇万円が限度であるから、実際の稼働収入は、二〇〇三年では一六〇万円程度である。母子世帯の生活保護費より低い。

なお、児童扶養手当は、子どもの社会的存在に基づく発達支援の手当てである。現行の養育費の算定は、子どもの家庭的存在として、父母の収入を同一程度に分ける家族費用の私的配分にとどまる。最低生活保障や健康で文化的水準を考慮しない現行の算定方式の下では児童扶養手当を母の収入に加えるべきではない。

図表4 母子世帯になった理由別割合の年次比較

(単位 %)

		平成5年('93)	10('98)	15('03)
総	数	100.0	100.0	100.1
死	別	24.6	18.7	12.0
	別	73.2	79.9	87.8
離	婚	64.3	68.4	79.9
	の	4.7	7.3	5.8
未	母	—	—	0.4
	棄	—	—	0.6
遺	方	—	—	0.6
	不	—	—	0.6
行	明	—	—	0.6
	他	4.2	4.2	1.2

資料 厚生労働省「全国母子世帯等調査」

注 平成5・10年の「その他」には、遺棄・行方不明を含む。



図表5 母の年齢階級別母子世帯の年次比較

(単位 千世帯)

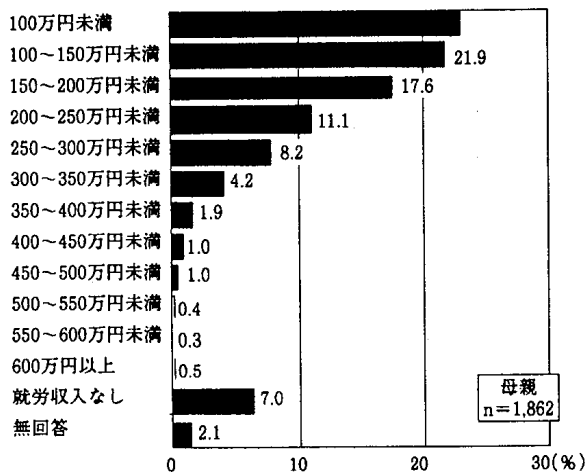
	平成5年('93)		10('98)		15('03)	
	全国推計数	構成割合(%)	構成割合(%)	全国推計数	全国推計数	構成割合(%)
総 数	789.9	100.0	954.9	100.0	1255.4	100.0
19歳以下	0.5	0.1	1.3	0.1	1.8	0.1
20～29	53.9	6.8	109.5	8.8	133.1	10.9
30～39	216.1	27.4	289.6	28.1	472.5	38.6
40～49	390.1	49.4	397.1	42.6	477.8	39.0
50～59	93.6	11.9	122.4	16.6	111.1	9.1
60歳以上	11.3	1.4	17.5	2.0	5.3	0.4

資料 厚生労働省「全国母子世帯等調査」

図表6

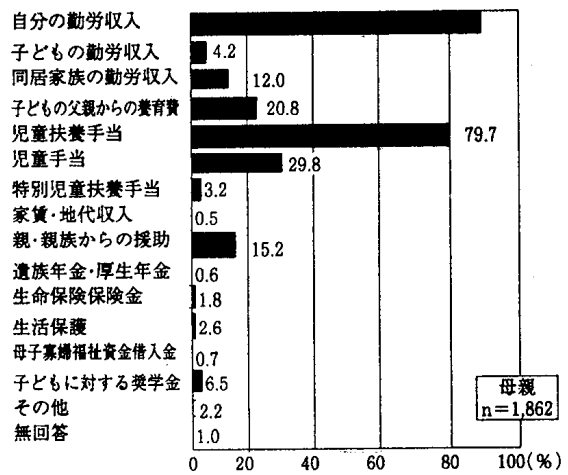
▶年収200万円未満が6割以上

図表3-11-26 就労による収入の金額(年額)



▶児童扶養手当と勤労収入が支えに

図表3-11-27 現在の世帯全体の収入の内訳(3つ以内)



子育て支援データ集2005

千葉県「千葉県母子家庭の母への支援に関する調査」

自治体を実施した調査

(三) 養育費の取決めと履行の実態はどうか。

厚生労働省の調査では、養育費の「取決めをしていない」六六%、「取決めをしている」三四%である。取決めをしない理由は「相手に支払う意思がない」四八%、「相手とかかわりたくない」二〇・六%が二大理由である。<sup>(19)</sup> 取り決めをしても半分近くが支払いを途中で止めている。それは①養育義務の認識が薄いこと、②養育費の取り決めが離婚の要件でないこと、③養育費の取り決めの判断基準が提示されていないことなどがあると思われる。そのほかに、①「父親の個人的エゴの生活設計が社会に表面化している」こと、②離婚の妻との対立意識から「子に養育費を送る」といっても、それは結局妻に送金するのだ、という父親の感情面を無視できない」ことに加えて、③「社会福祉の浸透によって、妻が夫からの養育費の給付を拒否する例も少なくない」という指摘がある。<sup>(20)</sup>

養育費の決定手続は、当事者の協議が調わない場合には、養育費の分担の調停を家庭裁判所に申し立てる。家裁の調停で合意ができれば成立する。不調になれば、審判官（裁判官）による審判が行われることもあるが、人事訴訟手続の家裁への移管により、多くは人事訴訟に基づく裁判を家庭裁判所に申し立てることになる。養育費の請求は、民法の七六〇条、七六六条、八七七条に基づいて行われる。家裁の養育費の取決めは、算定方式や養育費・婚姻費用の一覧表が利用されているが変わりやすく、合理的な統一基準がないことである。調停は、審判官（裁判官）一人と調停委員二人で構成されるが、大部分の審判官（裁判官）は成立・却下の申し渡しに登場するにとどまり、実際の調停はほぼ調停委員にまかされているため、合理的解決という点では不十分な現状がある。

養育費が決定された場合には、養育費を支払わないなどの不履行があれば、履行勧告、履行命令、寄託の制度が適用される。しかし、強制力が弱く、実効的でないので、二〇〇三年に民事執行法が改正され、履行強制の強化がはかられた。とくに、養育費債権による給与の差押の禁止額がこれまで「四分の三」であったのが、「二分の一」に変更

され（民事執行法一五二条三項）、将来の定期金債権についての強制執行が可能となったことは前進である（同一五一一条の二）。また養育費の支払の懈怠には、裁判所は「制裁金」を課すことが可能となった。<sup>(21)</sup> 養育費の不履行に対する強制執行は強化されたが、そのためには、養育費について妥当な判断基準が策定される必要がある。

## 二 養育費は何によって決定されるか。

### （一） 養育費の判断基準の理念は何か

養育費の判断基準について、法律には規定がない。養育費の請求の法的根拠は、民法七六六条二項の「監護についての相当な処分」、あるいは同八七九条の「扶養の程度又は方法」に求められる。当事者間の協議ができればよいが、協議が調わないとき、又は協議ができないときは、家庭裁判所が定めるとするにとどまる。同八七九条は「扶養義務者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮」すると述べるにとどまる。したがって裁判官の裁量による決定に任されているわけであるが、通常は、算定方式により必要額を出して具体的事情を考慮する方法がとられている。その算定方式の根拠となっているのが、生活保持義務と生活扶助義務の概念である。生活保持義務は「子又は配偶者の生活を自己の生活の一部として保持する義務であるから、扶養の程度は自己の生活程度と均しく、生活の全面的保持でなくてはならない」、これに対して生活扶助の義務は自己の地位相応な生活を犠牲のすることなく扶助する義務である<sup>(22)</sup>とされる。

この二元論に否定的見解はあるが、子どもの養育費の判断基準については同一程度（生活保持義務相当）に基づくことは学説の多数であり、未成熟子の扶養が他の扶養より重い義務であることは共通の認識である。

裁判例は生活保持義務を認容しているが、実際の実務処理は、養育費の水準の同一程度は形だけで、むしろ「一片の肉、一粒の米」論が強調されている。例えば、実務では「生活保持義務の考え方からすれば『少ないパンでもわが子と分かち合うべき』であるとの考え方のもとに、義務者の総収入が少ない場合でも養育費分担義務は免れないもの」と述べる<sup>(23)</sup>。しかし、学説では、「生活保持義務は、扶養権利者が文化的最低限度の生活を維持しているのに、なお扶養義務者に対し、彼と同等の生活水準に達するように扶養請求をなしうるという点に特色<sup>(24)</sup>」がある、あるいは「養育費支払義務の基本はその子にとって妥当する健康で文化的な最低生活費を確保してやることでよい」と述べる<sup>(25)</sup>ように、扶養義務者が生活保護基準を割ってまで扶養を強制できないし、扶養権利者も健康で文化的な最低限度の生活水準（憲法二二五条）を最低限保障されるべきであるということは今日の一般的理解である。しかし、実務では、養育費裁判において、子の最低生活の保障が充足されるか否かについては全く検討されていない。

(二) 養育費の算定はどのようなになされるか。

生活保持義務の概念である同一程度、同一水準の扶養程度を計算式で算出するための算定方式が考案され、裁判実務に導入された。労研方式といわれるもので、労働科学研究所の総合消費単位表の指数を使って扶養当事者の収入（基礎収入、手取り収入、可処分所得）を按分配分して同一水準の生活費を算出するものである。親の未成熟子に対する扶養義務を生活保持義務と解する限り、子は親と同一程度の生活を要求し得る。両親の生活程度が異なるときは、生活程度の高い方の親との同一水準を選択すべきであるとして、労研消費単位による最低生活費さらには収入を同程度に按分配分する算定方式が考案され、その後裁判実務で定着した<sup>(26)</sup>。

この労研方式が一九六〇年代から一九八〇年代の算定方式の主流となった。しかし、一九八〇年代に、最高裁事務

総局家庭局の指導により、調査官による算定方式の研究が行われているが、「総収入から公租公課・職業費・特別経費を差し引いた金額を基礎収入とする」とし、その経済調査の結果において、生活保護費認定額の比率で収入按分配分する方法をとり、<sup>(27)</sup> 徐々にその後の裁判実務の中に定着していった。

実費や標準家計費などの客観的基準に求める算定方式の採用は少数となった。

ところが一九九〇年代になって、算定方式が少しずつ変わってきた。算定方式により算出した父母の収入別の婚姻費用・養育費の一覧表が活用されるようになり、コンピュータ化に向けて収入認定が共通化され、按分指数が簡易化された。また、紛争解決のために、当事者間の力関係や妥協が算定方式に反映されるようになり、そのため、発言権を持たない子どもの不利益が増加した。具体的には、「基礎収入」の認定で控除額が異常に拡大されたこと、コンピュータ化により諸事情の具体的検討が少なくなったことなどである。特に二〇〇三年にコンピュータ算出による東京・大阪の六人の裁判官による簡易迅速な婚姻費用・養育費算定表が判例タイムズに発表され、現在全国の家庭裁判所で調停・審判に活用されており、高裁判決でも「養育費・婚姻費用の一覧表」のグラフに当てはめて妥当性を判断する信じ難い裁判が行なわれている。<sup>(28)</sup>

### 三 実務の養育費の算定方法にはどのような問題があるか

(一) まず第一は、養育費の水準に問題がある。子どもの養育費の負担は、自己と同一水準であるというのが判例・通説だと思ふ。父母の総収入から「基礎収入」を認定し、これを指数で按分することにより算定額を出すという計算式の目的は、父母子の同一水準額の算出にあるはずである。しかし、前述の養育費の統計を見ると、生活保持義務と

は程遠い数値であり、算出結果は生活扶助の義務の程度である。養育費が低いだけでなく、母親が稼働していない場合には稼働能力があるとして、女子労働のパート賃金の平均を認定すること<sup>(29)</sup>がおこなわれるようになり、監護母の責任が強化されている。低い養育費と安い労働の固定化は、離婚後の女性の自立と子の発達保障を難しくしている。離婚後の親権は八〇%母親であるが、二〇〇三年の母子世帯の常用雇用は三九・二%、臨時・パートが四九・〇%、平均年収が二一二万円（児童扶養手当を含む）<sup>(30)</sup>の状況があるなかで、養育費の低額化は性別役割分担による離婚後の格差・不利益を母子の自己責任とするものである。離婚して父が子との共同生活をしなければ、婚姻中の性別役割分担で父が子の生活費を負担してきた責任までなくなり、離婚により母は子育ての父親役割までもそっくり担わせるものである。父は子との共同生活を失ったことにより子育ての父親役割（生活費負担）を負わなくてもとがめられず、負担しても軽減され、子を引き取った母が監護責任のみならず父親役割の生活負担までそっくり担わせるものである。現状は、離婚の不利益を一方的に母子に担わせる不平等処理ではないか。婚姻中の子育ての性別役割の分担部分を母はそのまま継続し、父は免除又は軽減され、子育てを母親責任とするのは、差別容認のジェンダー・バイアスが働いている。養育費の負担率が一七・七%で、負担しても三〜四万円が相場だというのは母子に対する不利益が大きすぎる。離婚後の格差・不利益を社会的リスクと見て、社会的に共有すべきだと考えれば養育費の適正化と社会給付の付与や公的先払い制度などの公的支援策が確立されるはずである<sup>(31)</sup>。

(二) もう一つは算定上の問題がある。算出された結果が同一程度でないとすると数式のどこかに問題があるはずである。収入認定か、指数か、算定方式そのものか。どこにあるか疑問を持つべきである。主要な原因をあげれば、前提作業における総収入からの特別控除額が公平を欠いていることにある。父と母の特別控除額が多すぎることにある。

父と母の特別控除額が六〇％に拡大された。子どもの学校教育費等の必要額は特別控除されていない。子どもの特別経費は母親の特別経費に含まれているというかもしれないがそのような特別の措置はとられていない。子どもには特別経費の控除はせずに収入の四割（三五〜四三％）を按分しても、子どもの配分額が親と同一水準になる筈がない。控除額に差別がある限り残額を同一水準の数式で算出しても結果は同一程度ではない。生活保持義務といわなければよいがそういつている。数式そのものが同一水準を出す数式であるから、算出結果は何を算出しているのであろうか。この数式は何を算定理念とするか不明確で、その計算方法は科学的ではない。父母の収入から六〇％の特別控除をして、子と親が同一程度の水準額が算出されるとしたら、それは魔術である。

(三) 次に、養育費の請求方法に原因がある。それは、養育費裁判に子どもの姿が見えないことである。養育費の請求は民法七六六条による監護費用の請求としてなされている。養育費は、監護母が子を養育するについて必要な費用を監護父が分担する費用として決められる。子どもの生活費・発達費用でありながら、子どもが権利主体として登場しないため、子どもの必要生活費額が検討されない。親の収入をどれだけ分け与えるかが問題とされるだけで、子どもの最低必要額の水準が全く問われない。ここに最も重要な問題がある。これに、養育費の請求方法が要因にあるように思う。

#### (a) 扶養請求の方法

一九六〇年代頃までは、子どもの扶養請求（民法八七七条）とするのが通説であった。ところが、「子の扶養請求は、現に子を養育している親から他の一方に対する民法七六六条所定の監護費用分担請求の方法によるべきであって、子自身が扶養権利者となって、扶養義務者たる親に対して扶養請求をするのは、生活保持義務の本質にそぐわないも

のである」という強い主張<sup>(32)</sup>があり、またそれが、親権者たる父母の一方に利益相反関係がある場合における代理方法は「利益相反関係のない親権者と特別代理人とが共同して子のための代理行為をなすべきである」との判例の影響で、「子が別居している父に対し扶養を請求するには、母のみが代理することができず、必ず特別代理人を選任して、母がその特別代理人と共同代理をすることを要することになり、手続が煩雑になるため、昭和四〇年代以降次第に子からの扶養請求による方法は少なくなった」といわれる。民法八七七条で扶養請求すると親の利益と子の利益が対立し利益相反行為となり、特別代理人の選任が必要となるという議論があつて、婚姻中は民法七六〇条の婚姻費用分担、婚姻解消後は同七六六条の監護費用の分担として処理することが定着したようである。<sup>(33)</sup>

(b) 監護請求の方法

子どもの扶養請求をする方法も残されているが、実際はほとんど請求されていない。その結果、子どもの生活権、最低保障は全く問われなくなった。子どもの生活権について子の権利能力が事実上否定されているに均しい。実務処理の技術論が優先され、子どもの社会的存在としての生活権や人権が軽視されているのではないか。破綻主義離婚法が導入されるためには離婚後の条件整備が不可欠であり、「子どもの養育費についても十分検討する必要がある」<sup>(34)</sup>。

それでは、養育費を監護費用とした場合、子どもの生活権は保障されているのだろうか。子どもは、親とは独立した法人格をもつ存在であるから、子どもは憲法二五条の健康で文化的な最低生活を保障される存在である。親は監護費用として同程度の子どもの生活費を負担する義務があると同時に、子の法定代理人として少なくとも子の最低保障以上の生活を維持する責任がある。親は子の成長・発達に責任があるとすれば、そう考えざるを得ない。監護費用の分担では、父母の収入を同一程度に分けるだけであるから、この生活費が最低限度の生活水準を充足しているかどうかの判断はなされなくてはならない。そして問題なのは、算定された養育費が同一程度なのかどうかも検証されてい



ないことである。監護費用の内容も問われていない。このような法的処理は、子どもを独立の権利主体と認めていないもので、監護母（父）の付属物として捉えるものと考えざるを得ない。『子どもの代理人制度』の導入を検討する時期と思われる<sup>35)</sup>という主張があるが、子の扶養の問題についても代理人制度の確立は急務である。

子どもの生活権を中心に考えると、子の養育される費用として養育費を考慮することになる。実務では、監護費用と子の生活費請求は異なるとされているが、その内容がどのように違うかについてははっきりしていない。両者の違いは、八七七条は子どもを請求主体とした扶養請求であり、七六六条によるものは親が子を監護する費用としての監護請求である。子どもの養育に伴う費用は親の養育の側面から見れば、子を養育する費用であるが、子の側から見れば、養育される費用であり、それは子自身の成長・発達に必要な費用である。法律実務は監護請求の面しか考慮していない。そこに養育費問題の本質的課題がある。子どもの側からみれば子は家庭的存在だけでなく、社会的存在でもある。子どもは自己の成長・発達にともなう権利について権利能力があるはずであるが、子が社会的存在であることからくる健康で文化的な生活水準を要求する請求権は請求可能な状況にあっても多くが保護者の親により代理行使されず、認められていないに等しい。子どもの社会的存在を認めないとすれば、子は戦前と同様の親の保護物にとどまる。子の養育請求を認めると利益相反行為になるなら、親が養育義務をネグレクトすることも親子の利益相反行為になるはずである。養育費裁判において、子どもの最低保障が確保される実務処理ができないなら、子どもの生活権・発達権を主張できる法的手続きが保障されるべきではないかと思う。

（四）養育費の「簡易算定表」にどのような問題があるか

実務処理の迅速処理のため、東京・大阪六人の裁判官作成により、簡易な算定表である「養育費・婚姻費用等の算

定方式と算定表」が新しく提案され実務に活用されているので、もう少し問題点を指摘したい。<sup>36)</sup>

(1) 第一は、「基礎収入」の認定に問題がある。「基礎収入」とは、年総収入から、①税金・社会保険料、②特別経費、③職業費を控除したものである（以下①、②、③の3つの控除額の合計を「特別控除額」と呼ぶことにする）。コンピュータによる算出の前提作業として収入のほぼ四〇％を基礎収入として養育費負担額が算出され、技術的処理により縦横に父母の総収入を当てはめれば養育費負担額（定額ではなく二万円以内の領域）がわかるように一九の算定表（グラフ表）が作成されている。

算定方式の前提作業である特別控除額の決定に問題がある。「基礎収入」の算出の根拠となる「特別控除額」の割合は、総務省家計調査報告における標準家計費の統計資料に求められている。それによると、職業費は、被服費、交通・通信費、書籍費、諸雑費、交際費、こづかい等の費目の統計から二〇〜一九％とし、特別経費は住居費、保健医療費等で二六〜一六％の控除が必要としている（図表7参照）。住居費は親が負担すべきものであるが、他は子どももこれらの費用を要する費目である。しかし子どもの必要額は控除されていない。これらの二つの控除額を合わせるると四六〜三五％になる。配分する基礎収入は四二〜三四％（四三〜三五％）であるから、同一水準に配分する「基礎収入」の額の方が二つの控除額の合計より一〜四％（三％）少ない。なぜこのように少なくてよいか説明がない。

第二に、特別控除額を収入の一定割合で決定することに問題がある。従来の考え方は、特別控除額を認容するか否かは、税金・社会保険料、家賃などの本人の意思ではどうにもならない費用を固定費や特別経費として控除したものである。ところが、個別の具体的事情でなく、総務省家計費調査の統計資料により本人の収入に対する割合で特別控除額を決めてしまうことは、特別控除の意味を変質させる。税金や社会保険料にしても、権力から強制的に控除されたものではなく、収入の一定割合で決めることは、収入が多く豊かな人は国家や雇用主や家主などから強制的にとら

れる必要額以上のものを特別控除されることになり、生活収入が少ない者は強制的に納めなくてはならない額を確保できないことが生ずる。収入格差が大きい程この矛盾が一層大きくなる。それは、収入の多い夫側に多くの余剰を与え、収入の少ない妻側に不足の我慢を強いるものである。収入が〇であれば、家賃や医療費があっても特別控除は何もない。これで公平といえるのか。

第三に、それと収入のない子どもはいかなる特別の費用であっても、親の付属物としか見ない子の人格を無視した算定である。子の費用は母の費用に入れたつもりでも、統計では父母共通だから、父の収入にも含まれ、父は不当に利得する算定である。また、子どもの特別控除額の控除をしなかった分は指数で考慮したというが、基礎収入以上の特別経費・職業費を控除しているから、いかなる指数考慮をしても平等な評価になる筈がない。申し訳程度の小さな額を味付けしたにとどまる。按分指数に裁量に基づく付加価値をつけて算出するのは科学的でない。もともと指数による按分配分は同一水準を出す数式であるはずであるから、特定の指数に裁量的付加価値をつけてしまうと同一水準を出すという数式の目的が失われてしまう。基礎収入が職業費・特別経費が同程度（やや前者が少ない）のなかで、わずかな指数の微調整で合理的数値が得られるはずがない。自然科学であれば、こういうことは許されるはずがない。裁判であればこういう数式の魔術は許されるのだろうか。

(2) 次に、二重取りの不合理がある算定方式である。それは、基礎収入決定の前提作業で、子どもの分は考慮されていないから、子は基礎収入からの按分配分のみ相当額の配分を受ける。これに対して、父母は基礎収入決定の前提作業で特別控除を受けたはずなのに、その分は排除せ

図表7 「簡易算定表」における算定方式の基礎収入と控除額

	扶養義務者（父母）の総収入（100%）			
	父母の必要経費としてあらかじめ控除される額			父母子に配分する額
費目	税金・社会保険料	職業経費	特別経費	基礎収入
割合	12~31%	20~19%	26~16%	42~34% (43~35%)

東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費の算定を目指して」から作成

ずに子とともに同質の配分を受けるから、按分配分計算で相当額を二重に受け取ることになる。職業費・特別経費の内容の大部分は、子にも共通する費用が含まれており、総務省の家計費調査を根拠とするなら、父母子に共通の費用を特別控除の対象とすべきではない。

父母に共通の費用を特別控除し、親に留保させるならば、基礎収入の配分計算では、その職業費と特別経費を除外して算定されるべきである。例えば、子どもの医療費は特別控除されていないが親の分は特別経費で控除されている。そうであれば、親の医療費分は排除して計算されるか、親の算出額から親の特別控除の中の医療費相当額を引かないと合理的でない。しかし、このような算定処理はなされていないから、算出結果の配分処理は親子同質の配分になっていない。同質の配分だと考えると、子どもはこの按分計算でしか配分額を受け取れないが、親は前提作業で控除額を受け取った上にさらに同様のものの配分額を受けることになり、論理上二重の取得をしている。監護費用として監護母の費用に含まれるというかもしれない。しかし、家計調査の統計は単身世帯と母子世帯に分けて集計された数値ではない。様々な家族の一般統計である。だから母親に含むなら父親にも含まれている。父親はさらに二重取りしていることにならないか。含まないというなら、同質の配分である限り、子どもには医療費や学校教育費、交通費などは計算されず、配分されていないことになる。他の費目も同じである。被服費、交通費、書籍費、こづかい、諸雑費など住宅費以外は父母だけでなく子にも共通の費目である。父母は特別経費、職業費として特別控除を受けた上で基礎収入の配分でさらに相当額を受け取るような算定方法は不合理である。自然科学であればこういう二重取りの計算は許されないことだと思う。収入按分配分の算定方式は歴史的にさまざまな技巧を凝らして算定数値が変動しており、算定方式の理念が失われている。このような算定方式を使うことに強い疑問を感じる。基礎データを根拠とするときは、このようなことにも配慮して理論付けられるべきである。

#### 四 「簡易算定表」による具体的算定にどのような矛盾があるか

(一) 東京・大阪裁判官等の算定表の運用について、二人の裁判官(一人は作成者)による「養育費・婚姻費用算定の実務」という論考がある。<sup>(37)</sup> いくつかの事例モデルを設定し、類型別の算定のあり方を説明している。矛盾の多い内容と問題点を含むので検討する。モデル算定の内容を紹介すると次のようである。

(1) 第一の事例モデルでは、母が子ども〇歳、三歳、五歳、八歳四人の養育費を父に請求、権利者母(給与所得者・パート)の総収入(年収)一〇九万円、義務者父(給与所得者:正社員)の総収入(年収)六〇〇万円である。

基礎収入は、総収入の四〇%とされるので、その額は、母一〇九万円×〇・四〇四三万六〇〇〇円、父六〇〇万円×〇・四〇二四〇万円となる。これに、生活指数を父母一〇〇、子一四歳以下五五の指数で計算する。四人の子の生活費は、収入の高い父と生活した場合の同等生活費で、二四〇万円×(五五×四)÷(一〇〇+五五×四)〇・一六五万円。これを基礎収入の割合で分担するから、父の養育費の負担額は一六五万円×二四〇万円÷(二四〇万円+四三万六〇〇〇円)〇・一三九万六〇〇〇(四人分の年額)である。そして、父の一年間の生活費の留保額は、年総収入からこの養育負担額を引いた残額を算出すると、六、〇〇〇、〇〇〇円ー一、三九六、〇〇〇円〇・四、六〇四、〇〇〇円になる。

これに対して、母子の年間生活費はいくらになるかを出すと、母の収入に父の養育費を加えて、一、〇九〇、〇〇〇円+一、三九六、〇〇〇円〇・二、四八六、〇〇〇円である。母と子四人の母子五人世帯の生活費は、父一人世帯の生活費の約半分程度である。そして、この額は生活保護基準以下の収入である。母が四人の子をかかえて生活して行けるのか。父の税金・社会保険料、職業経費等が母より多いとしても、この生活格差は異常である。

(2) 第二の事例モデルの算定では、家族関係は父母と子どもが三人（一〇歳、一三歳、一六歳）で、母が一〇歳、一三歳の子を養育し、父が一六歳の子を養育している事案である。

年総収入は、母パート一〇九万円、父は六〇〇万円である。基礎収入を総収入の四〇％と認定して計算すると、母一〇九万円×〇・四＝四三万六〇〇〇円、父六〇〇万円×〇・四＝二四〇万円となる。三人の子の生活費は、二四〇万円×(五五×二十九)÷(一〇〇+五五×二十九)＝一六〇万円、一六〇万円×二四〇万円÷(二四〇万円+四三万六〇〇〇円)＝一三五万四〇〇〇円（子三人分の年額）。母が監護する二人の子の養育費は、一三五万四〇〇〇円×(五五×二)÷(五五×二十九)＝七四万四七〇〇円（子二人分の年額）である。そうすると、父と子一人の生活費の留保額は六、〇〇〇、〇〇〇円＝七四四、七〇〇円＝五二万五三〇〇円、これに対して、母と子二人の生活費は、父の養育費を加えて一、〇九〇、〇〇〇円＝七四四、七〇〇円＝一八三万四七〇〇円である。母と子二人の三世帯の生活費は、父と子一人の二世帯の生活費の三分の一程度である。

算定方式の合理性を考えるために、もう少し検討しよう。父親が養育費を分担して、子どもは父方と母方に分かれて実際に生活した場合の子どもも当てる生活費はいくらになるかを考える。算定過程における子の生活費は月額三一、〇〇〇円とされる。しかし、それぞれの世帯に分かれて生活した場合の子どもも当てる生活費を簡易算定表の方式で算出してみると、次のようになる。一六歳の子は父と生活するので、その場合の子どもも当てる生活費を算出する。

六、〇〇〇、〇〇〇円（総収入）－七四四、七〇〇円（養育負担額）＝五、二五五、三〇〇円（父収入）

父の基礎収入＝五、二五五、三〇〇円×〇・四＝二、一〇二、〇〇〇円

二、一〇二、〇〇〇円×九〇÷(九〇+一〇〇)＝九九五、〇〇〇円（父方子の生活費の年額）

九九五、〇〇〇÷(一二年)＝八三、〇〇〇円（父方子の生活費月額）

これに対して、母と生活する一〇歳と二三歳の子の生活費は、

一、〇九〇、〇〇〇円＋七四四、七〇〇円（父の養育費）＝一、八三四、七〇〇円（母子の生活費）

母の基礎収入＝一、八三四、七〇〇円×〇・四七三三三、八八〇円

七三三、八八〇円×（五五五五五）÷（五五五五五十一〇〇）＝三三八四、〇〇〇円（母方子二人分の年額）

三八四、〇〇〇円÷十二＝三二、〇〇〇円（子二人分の月額）、三二、〇〇〇円÷十二＝二六、〇〇〇円（母方子一人の生活費月額）

父と生活する一六歳の子の同程度の生活費は月八万三〇〇〇円であるが、母と生活する一〇歳と二三歳の子は、母子が同程度に生活するとすれば、一人当たり月一六、〇〇〇円である。子供間にこんな大きな生活格差がでる算定であつてよいものだろうか。これは基礎収入を基にした計算であるので、実際の生活はあらかじめ特別控除した費用を含めてなされるので、それを生活費に回したとするとより大きな格差がある。すなわち、算定の前提作業で父は五、二五五、三〇〇円×〇・六七三一五万三〇〇〇円の留保額があり、母は一、八三四、七〇〇円×〇・六七一一〇万一〇〇〇円の留保額しかない。父は母の三倍の留保額をもつので、父と生活する子どもは、父の特別控除額の恩恵を受けることになり、より豊かな生活水準になる。これに対して、母と生活する子はそれを加えても特別控除額の必要額には足りず、生活保護基準以下の生活である。

父に養育される子はよい生活で進学もできるが、母に養育されると生活保護基準以下の生活で、高校・大学への進学など考えられない生活水準である。同じ父母の子でありながら、父と生活するか母と生活するかによって、こんなに生活格差が生じる算定方式は許されるのだろうか。裁判官の人権感覚や生活感覚や公平感を疑う。

(3) それと最も問題なのは、二つのモデル算定の事例とも、生活保護基準をかなり下回っているのに、裁判官が全く無頓着なことである。生活保護制度研究会『保護のてびき 平成一五年度』（第一法規）六四頁によると、母子三人世帯、三〇歳女、九歳子（小学生）、四歳子の「世帯あたり最低生活費」（月額）が掲載されている。

これによると、生活保護の「一級地―一」は二〇四、二六〇円、「一級地―二」は一九七、一二〇円、「二級地―一」は一八八、二〇〇円、「二級地―二」は一八一、〇五〇円、「三級地―一」は一六七、一七〇円、「三級地―二」は一六〇、〇二〇円である。

前述の第二のモデル算定で、母と一〇歳、一三歳の三人母子世帯の生活費は、年額一、八三四、七〇〇円（一、〇九〇、〇〇〇＋七四四、七〇〇）であった。これを月額にすると一、八三四、七〇〇÷十二＝一五二、八九一円である。これを上述の母子三人世帯の生活保護費月額と比較すると、なんと日本のどの地域の生活保護基準より低い。それも、生活保護世帯のモデルは九歳と四歳とより年少である。大阪裁判官のモデルは一〇歳、一三歳で生活保護の受給額は少し多くなる。憲法を遵守すべき現職の裁判官がこんなに低い養育費を勧めるとは信じ難き驚きである。ただ紛争解決のみを目的とした机上計算である。子どもの発達とか、生存権、最低保障は考えないのだろうか。

収入の割合で父母の生活に大きな差がつくことになると、収入の高いものは、良い家に住み、高い教育を受け、高い医療を受けることができる。収入が少なければ低い水準で我慢しなければならない。収入が多いか否かで病気になるわけではない。収入が少なければ教育費を負けてくれるわけではない。同じ父母の子でありながら、父と生活する子と母と生活する子でこんな格差が算出される算定方式は間違っている。子を父母どちらが引き取るかで生活費の格差が生じ成長・発達の差別を生む算定結果は、算定方式そのものが破綻している。子ども間の生活費にも平等原則が考慮されるべきではないか。若干の格差はやむを得ないこともあるが、同じ父母の子ども間に極端な生活格差のある算



定は子どもの発達や子の福祉の面からみて重大な問題がある。

(二) もう一つ東京家裁の裁判官の論考がある。

(1) 「算定表にないタイプの事案」として、「義務者甲の年収(給与) 八〇〇万円、権利者乙の年収(給与) 二〇〇万円における、一四歳以下の子四人の場合の養育費」の算定を行っている。基礎収入を「四〇%とすると、義務者甲の基礎収入は三二〇万円(八〇〇万円×〇・四)、権利者乙の基礎収入は八〇万円(二〇〇万円×〇・四)となり、子四人の生活費は、三二〇万円×(五五五五五五五五)・(一〇〇十五五五五五五五)・(二二二〇万円)となる。これを双方の基礎収入の割合で按分すると、一三二〇万円×(三三二〇万円・(三三二〇万円+八〇万円))・(一・一四・七万円)である。また、「子一人の算定表による算定結果に、子四人の配分倍率を乗じて算定する方法」による算出結果は一・六一・一五・五万円になる<sup>(38)</sup>。養育費を負担した結果による甲乙の生活費を見ると、

① 義務者甲一人世帯 八〇〇万円ー(一四・七万円×一二) 六二四万円

② 権利者乙五人世帯 二〇〇万円+(一四・七万円×一二) 三七六万円

①と②を比較すると、甲一人の生活費は、母子五人世帯の一・六六倍の生活費であり、甲の公租公課の負担が乙より多いにしても、あまりにも生活格差が大きすぎる。父は、離婚により、余力が出て再婚もできるが、母子は大きく生活水準を下げても余力のない生活である。子どもを犠牲にして父が大きな得をする算定は納得できない。

(2) 義務者が子を監護している事例として、「義務者甲の年収(給与) 八〇〇万円、権利者乙の(給与) 二〇〇万円、子A(一六歳)を甲が、子B(一二歳)を乙が、それぞれ監護している場合の養育費と婚姻費用」について、算定を行っている。

（ア）養育費の分担額

算定表（表四）を適用すると、甲乙の収入において、甲が支払うべき子Bの養育費の額は、 $(10122000) \times [55.1(90555)] \div 3 \cdot 8 \div 4 \cdot 6$ 万円である。年額は、中間値で計算すると $4 \cdot 2$ 万円 $\times 12 \div 50$ 万円である。

父は八〇〇万円―五〇万円 $\parallel$ 七五〇万円で一六歳の子と生活する。母は二〇〇万円 $\parallel$ 五〇万円 $\parallel$ 二五〇万円で一七歳の子と生活する。その収入格差は三分の一である。これで、父は子Bに生活保持義務を果たしているといえるのか。子の年齢差、公租公課の負担の違いがあっても算定格差がひどすぎる。これは養育差別の算定である。これを定着させることは、非嫡出子の相続分差別に類する生活差別であり、信じられない実務処理である。

（イ）同じ事案での婚姻費用の分担額は、基礎収入を按分する計算式を用いている。

$$(3200000 + 800000) \times (100000 + 55) \div (100000 + 90555) \div 1800000$$

$$(1800000 - 800000) \div 1128 \cdot 3 \text{万円 (婚姻費用の負担額)}$$

この算定で問題だと思うのは、同じ設例で、（ア）養育費の算定、（イ）婚姻費用の算定の差が、（ア）は（イ）のほぼ二分の一である（婚姻費用の中には母の分が入っているともいえるが、実際は二〇〇万円稼いでいるので母は自分の分はほぼ自己の収入でまかなっていると考えられる）。そうすると、父母の離婚により、子どもは、生活水準が半分程度に下がることを意味している。

父母が離婚することにより、母の生活水準が下がることは仕方がない。しかし、離婚後の子どもは父母が離婚したことにより、こんなに生活水準が下がる算定はおかしいのではないか。父母は算定の前提として、特別控除額を留保

しているものでそれでカバーされるかもしれない。離婚の結果、父は家族の生活費を負担することが少なくなるので、より豊かな生活ができるが、収入の少ない母に監護される子は生活水準が半分に落ちる。父が監護しない子どもの犠牲で父と子Aは豊かになる算定は見直されるべきである。同じ父母の子が父と母どちらに引き取られかで、こんなに大きな生活格差が出るのはおかしい。子ども間の生活差別の算定である。不当な格差は子ども間の健全な心の発達をゆがめかねない。

養育費の算定においては、離婚の結果による不利益が子どもに及ぶのを最小限にとどめるべきである。子どもが不利益を受けて、義務者が得をする算定は行うべきではない。少なくとも子どもが最低水準以下の養育費で、親が婚姻中より豊かな生活水準になるような算定は間違っている。この点のチェックを行うべきである。それと子ども間の養育費の平等が図られるべきである。収入の低い母と生活したら、進学もできず貧困で発達障害が生じるような養育の算定を一般化すべきではない。母は離婚で財産分与をもらっているというかもしれないが、子どもの養育保障に十分な離婚給付を受けた人はきわめて少ない。簡易算定表により一般化すると、財産分与の有無や多少に関わらず同様に適用される。東京・大阪の裁判官の算定は、義務者の余力の留保を優先した算定で、算定方式は保持義務と見せかける説得のための法技術処理である。

(三) 生活費の裁判には最低保障の判断は不可欠だと思う。現状の裁判は子どもの最低生活費の判断を回避している。個別の裁判であれば申立の裁判しかないかもしれない。しかし裁判が生じていない前提作業の算定方式では、別の最低生活費の請求もありうることを前提に算定方式は作られるべきものである。一万円〜三万円などという養育費を最低保障基準の検討なしに現職の裁判官が算定表を提示することはおかしいと思う。子どもの養育費は、生存権の問

題とかかわりがある。監護母の収入が少なければ生活保護による救済の問題が生じる。このような一万〜三万円でもよい場合は、監護親の収入が高くて養育費を多く必要としない場合に限定されるはずであるが、父母の収入が十分でなく養育費額が最低額を確保できない場合には、算定表の適用の限界と生活費確保の手当や運用方法を決めておくべきである。最低生活費を考慮しない基準以下の養育費を含む算定方式を提示することは、現職の裁判官が憲法二五条の問題ではないと予断を与えるもので、憲法九九条の憲法遵守義務に反するように思う。養育費の算定方式を作成する場合に憲法二五条との妥当性のいかんを判断するのは不可欠な課題である。

生活保護基準表を使う場合に給付額の比率としてのみ使用し最低保障の絶対額を無視して検討しないのは科学的でないし法律的でもない。生活保護基準は憲法二五条により最低生活保障の基準として法制化されている。最低生活が問題となる子どもの養育費の問題で最低生活水準の充足のいかんは検討せず、単なる指数的処理に使うということは全く非科学的処理であり、信じられない裁判処理である。最低生活保障の検討をしないなら生活保護基準は使うべきではない。もし父母の収入では、子どもの養育費負担額が生活保護基準以下の養育費しか出せない場合には、その不足分について、本人の働きの増加で収入見込みがあるか、他の扶養義務者以外の支援でまかなえるかどうか、あるいは他の法律による手当支援が見込めるかなどの検討をし、最低保障を確認した上で養育費が決められるべきである。生活保護規準以下の低額養育費を言い渡しをすることは、他は生活扶助義務者にすぎない近親者が当然補うはずだとあてにしているもので、そのような援助を期待できない者は困窮を余儀なくされる。そのような裁判の仕方には疑問を感じる。裁判官は、子どもが他の何らかの援助か、母親の収入増で子の成長・発達が十分であることが具体的に認識されなければ、最低生活以下の裁判はすべきではないか。現実には母子世帯の生活は、その支援が得られずにその半分以上は生活保護基準以下で生活している現実がある。

## 五 養育費裁判にどのような問題があるか

現行の養育費裁判の問題点を整理すると次のような問題がある。第一は、算定方式は生活保持義務が同一程度であることの具体化であるが、同一水準の数式計算を行っていない。同一水準を装いながら算出された結果は同一水準よりかなりの低レベルである。

その原因は、第二に職業経費、特別経費等の控除額が多すぎることである。「基礎収入」が総収入の四〇%以下というのはおかしい。総収入からの特別控除額は三分の一程度以内にとどめるべきであるし、どんなに多くとも五〇%を超えてはならない<sup>(39)</sup>。

第三に、指数に味付けをしてはならない。数式は科学であるから、同一水準額を算出するものでなくてはならない。「子の養育費については、子に当てられるべき生活費の内容として直接捉えることができることから、当研究会は、『特別経費』としてではなく、子の生活指数として考慮することにした<sup>(40)</sup>」というが、指数の認定における考慮は「子の充てられるべき生活費の内容として直接捉える」ことにはならない。労研の消費単位は、社会変化で一部の指数が同一程度の算出が難しいとしてあまり使われなくなった。裁量的指数による算出はそれよりなお非科学的である。合理性を装っているが、算出過程や結果を見ると、明らかに同一程度にはなっていないので、数式を説得のための魔術として使っているとしかいいようがない。

第四に、養育費は監護費用の分担として、親の収入で負担できる額を決定し、父母の分担額を決めればよいという考えが一般的である。子どもの成長・発達の費用としていくら必要かという検討はなされていない。子どもは出生のときから、独立した人格をもつ者として権利能力が認められるはずである。子どもは親の保護の対象としては認めら

れても、親の保護が不十分な場合に、自己の最低限の生活水準を確保する権利能力は事実上認められていない。非監護父の養育費負担額が二、三万円であつて、監護母の収入ではそれを含めても、母子の生活水準が明らかに生活保護基準以下の生活にとどまるとしても、何も法的手当がなされない。母が生活保護を申請することは可能であるが、子ども自身（代理人）から最低限の生活保障を求める手立てがない。母親の裁量に任されているが父母間の感情的あつれきがあるため、母が子を代理して請求できない場合が多いが、そうした場合の弱者救済に、権力の保護的介入がない。夫婦間の暴力や児童虐待に権力が保護的介入するようになったが、保護に値する児童の生活権については権力（法）の不介入の原則が貫かれている。児童は将来の社会の担い手であり、人権尊重、子の福祉の観点からして、最低限の成長・発達ができる生活保障がされるべきである。子ども（児童）の権利の観点からすると、セーフティネットとしての発達保障が必要であり、少なくとも憲法二五条の生存権保障から制度化された生活保護の生活水準は最低限保障されることが必要である。このような観点からすると、養育費裁判においては、算定上、子の生活保護水準を充たしているかどうかの判断は不可欠である。ただ、義務者の負担額を決めるだけの裁判は、子の最善の利益を考慮しない不親切な裁判といわざるを得ない。

子どもの生活権に関わる監護権の内容は、同程度の費用を負担するだけでは不十分である。子を独立の人格として認めその成長・発達に責任をもつ場合には、子が憲法一三条の幸福追求権、二五条の生存権を享受できるように養育する配慮義務があると考えらるべきである。このことが監護権（監護義務）の法概念として捉えられていないので、親は自己の収入で負担できる額を養育費として決めればよく、それで足りるとされている。二一世紀の法概念としては見直されるべきである。

第五に、養育費裁判において、「簡易算定表」に依拠して、これに父母それぞれの収入を充当して交叉する額がグ

ラフ表に示された養育費相当の数値の範囲内であるから妥当であるとする裁判処理は、裁判の放棄である。なぜなら、①「簡易算定表」自体が検証されていない。裁判において妥当性ある基準として採用するには、算定方式の妥当性を検証された判例的評価があるか、しかるべき第三者機関による検証により公証がなされたものであることが必要である。たとえ現職の裁判官の作成したものであっても、裁判の場で公証されたものでない研究発表を、何らの第三者機関の検証もなく裁判の妥当性の基準として判断することは、信じられない暴挙である。「簡易算定表」は迅速処理のために、個々の事件の具体性・特殊性が捨象されており、扶養当事者も子どもの年齢区分を二つにするなど多様な関係が簡略化されている。これはあくまで迅速処理のために当事者が合意することが前提に効力をもつものであり、合意のない裁判には強制すべきではない。裁判にまで「簡易算定表」を根拠に判断されたら申立人は救われない。

②「簡易算定表」の必要性は、むしろ扶養当事者のためにあるべきものである。法曹でない人が迅速処理に利用するのであればよいが、裁判処理を迅速化するために「簡易算定表」に依拠して裁判するのは間違っている。「簡易算定表」は簡易化されているために、個別の事例によりその妥当性・正当性には問題を含んでいる。その処理に不満があるから裁判を求めている。調停では当事者が納得すれば利用もあるであろうが、不服で納得できないために、裁判になったものを、公開の裁判で「簡易算定表」に当てはまるから妥当であるとして棄却ないし修正をすることは、公正な裁判をすることにならない。

## 六 養育費はどのように算定すべきか

養育費の算定方式、養育費裁判について批判をしたが、それでは、どうしたらよいかということについて問題提起

をしたい。

離婚後の母子家庭の現状からみて、子どもの養育保障制度を確立することが急務である。法政策として最低保障制度を立法化すること、裁判に最低保障の判断を定着させることが必要であると思う。養育費の最低養育基準をセーフティネットとして公的に制度化されるべきであるが、そういう状況にない。五年別居の離婚原因が立法化され、離婚が増加するとこのままでは離婚後の子どもが可哀想である。そこで、問題提起として最低保障の基準値を考えた。いろいろ試行錯誤しながら作成したのが、セーフティネットの最低保障基準と収入段階による父母の養育負担額のガイドラインである。養育保障の最低保障が最も重要だと思うが、裁判では全く検討されていない。社会保障の発達した欧米の先進国ではかなりの国で最低保障が確立されている。離婚が増加し、離婚後の子どもが困っている状況から、二〇〇三年、養育費のセーフティネットとガイドライン<sup>(4)</sup>についての問題を提起した。どのような養育費の算定がよいか、最低保障と収入段階に応じた養育費分担のあり方について、以下に、その提案の概要を述べる。

(一) まずセーフティネットとしての養育費とは、子どもの成長・発達に必要な最低水準の養育費である。これは最低基準をまかなえない場合には公的保障が必要であるから、生活保護基準を前提に考慮することがよいと考えた。セーフティネットの養育保障を考える場合には、公的扶助と私的扶養を結びつけることが最も大切だと思う。国の政策として、生活保護基準を下回る収入しかない場合には、生活保護を受給できるというのは国民の権利である。生活保護法には、両者を結びつける規定がある。生活保護法の四条と七七条である。同四条二項は私的扶養優先の原則を規定しているが、同四条三項は急迫した事由があるときは、先に必要な保護をできるとしている。そして同七七条一項はその保護費を支給した自治体の長は、その全部又は一部を費用徴収することができる<sup>(5)</sup>と規定している。同七七条二項



は扶養義務者の負担額はまず保護実施機関と扶養義務者の協議により、協議ができないときは、実施機関の申立により、家庭裁判所がこれを定めると規定する。しかし、ほとんど活用されていない。セーフティネットの保障のためには、民法と社会保障を結びつけることが必要だと考えて、両者の接点を考慮し、生活保護法が子ども当てに支給している最低養育基準額に準じた額と考えた。入学前児童や高校生に教育扶助の支給額がない場合は実生活の相当費用を当て、簡便性も考えて二つに単純化した設定値を考えた。

転勤などの移動を考慮し全国統一にするため、二級地―1を基準として策定し、必要があれば地域格差を保護基準の格差比率で修正するものとした。二級地―1を一〇〇とした格差数値は、一級地―1は一〇〇、一級地―2は一〇五、二級地―2は九五、三級地―1は九〇、三級地―2は八五である。算定モデルは監護母と共同生活する子ども一人が非監護父に養育費を請求する事例とした。そして、算出に際し、最低必要額を最低生活費と最低学習費に区分して算出し、その合計を最低養育基準額とした。

(二) まず最低養育費は、「教育扶助」を除く子ども当ての生活扶助の給付額を計算した。その計算の内容から、生活費を乳幼児・小学生のグループと、中学生と高校生グループの二つに分けた。集計結果から設定値を、①最低生活費相当額を小学生までのグループが五七、〇〇〇円、中学・高校生グループが七〇、〇〇〇円とした。次に最低学習費の算出は「教育扶助」が基本給付と実費支給に分かれるため、その実費支給の分を文部科学省の学習費調査の数値をもとに相当額を加算した額とした。そうすると、②最低学習費は、乳幼児・保育・小学生グループが一五、〇〇〇円、中高グループは二〇、〇〇〇円を相当とした。①と②を合計すると、最低養育保障額は、乳幼児・保育・小学生グループは七二、〇〇〇円、中学・高校グループは九〇、〇〇〇円となるが、設定値を一覧表にすると、図表8のよ

うになる<sup>(42)</sup>。

(三) 次に標準養育費であるが、これも①標準生活費と②標準学習費から成るものとした。まず、①標準生活費の水準は、一般勤労世帯と被保護勤労世帯の格差比率によりその平均は一・五三倍であるから、これを最低生活費にかけて、標準額を算出した。そうすると小学生以下は八七、〇〇〇円、中学・高校生は一〇七、〇〇〇円となる。これに、総務省家計調査の医療費の統計が月額ほぼ三、〇〇〇円となるので、これを加算した。そうすると、乳幼児・小学生が九〇、〇〇〇万円、中学・高校生が一〇〇、〇〇〇円となり、これを標準生活費の基準額とした。そしてこれを親の収入段階で区別することにした。

次に②標準学習費については、子どもの学習費は、子どもの成長発達で不可欠な費用であるので節約になじまず、また学校教育を中心とし、学齢前も保育所・幼稚園・託児所などを利用するのが通常であるから、同一の教育、同一の保育がなされるものとして、親の経済力で発達保障が異なるべきではないと考えた。それで学習費部分は同一基準額とした。その算出は、二年に一度行われている文部科学省調査の学習費総額の月額を基準値と考えた。そうすると、中学生は三七、一〇〇円、高校生は四二、四〇〇円で平均して四万円を必要額とした。小学生は二八、三六七円であるが、学齢前は保育所費用とした。保育費用については国の基準値があるが、実際は少し安くして自治体で運用している。保育白書には実態の一覧表が掲載されているので、その定額徴収の平均をとると七〇・八%であり、基準値を実際徴収費に直すとほぼ三〇、〇〇〇円となる。そ

図表8 子ども一人目の最低養育基準額の基礎数値

	最低生活費	最低学習費	最低養育基準額
0歳～小学6年生	57,000円	1,500円	72,000円
中学1年～高校3年	70,000円	20,000円	90,000円

れで3万円が乳幼児・小学生の標準学習費として適当と考  
えた。

③標準養育基準額は、二つの合計額 (a + b) で、乳幼  
児・小学生が一二〇、〇〇〇円、中学・高校生が一五〇、  
〇〇〇円を基準値とした。これは平均的標準家庭の費用で  
あるので、収入階層により養育費の負担額を区分すること  
にした。この階層区分の格差割合は総務省統計局の家計調  
査による収入階級別の消費支出比率に求めた。そして、そ  
の区分は、一〇段階とし、収入段階別の基準値を示したの  
が、図表9の一覧表である<sup>(43)</sup>。

児童扶養手当を監護母の収入に加えるかどうかの問題が  
ある。児童扶養手当は年収一三〇万円未満の母子世帯に対  
して、月額一人目四一、七二〇円で、二人目五、〇〇〇円、  
三人目三、〇〇〇円が加算されるが、三六五万円までは  
一三〇万円を一〇円超えるごとに二、〇〇〇円減額される。  
全額支給されても年額は五〇万円、これに一三〇万円を  
加えた一八〇万円が最低保障水準であるといわれる。額は

図表9 収入段階別における子ども1人当たり1ヶ月の標準養育基準額

年間収入段階別の消費支出の格差比率			学齢段階別の標準養育基準額の設定値(単位千円)					
年収(万円)	消費支出(円)	格差	0歳～小学6年			中学1～高校3年		
	平均335,042	1	生活費	学習費	合計	生活費	学習費	合計
①0～372万	204,653	0.61	55,000	30,000	85,000	67,000	40,000	107,000
②372～460	240,901	0.72	65,000	30,000	95,000	79,000	40,000	119,000
③460～536	262,918	0.78	70,000	30,000	100,000	86,000	40,000	126,000
⑤609～683	309,916	0.93	84,000	30,000	114,000	102,000	40,000	142,000
⑥683～764	334,663	1.00	90,000	30,000	120,000	110,000	40,000	150,000
⑦764～862	355,176	1.06	95,000	30,000	125,000	117,000	40,000	157,000
⑧862～988	396,901	1.18	106,000	30,000	136,000	130,000	40,000	170,000
⑨988～1193	434,648	1.30	117,000	30,000	147,000	143,000	40,000	183,000
⑩1193以上	545,421	1.63	147,000	30,000	177,000	179,000	40,000	219,000

収入階級別の消費支出額における平均消費支出額との比率は、総務省統計局作成による「年間収入5分位・10分位階級別1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(勤労者世帯)」の表の数値から作成した<sup>(44)</sup>。

少なくとも貧困家庭の重要な所得に含まれる。母子家庭の厳しい現実から見て、最低保障の制度が確立されない限り、収入には加えるべきではない。なぜなら、例えば四万円の児童扶養手当を収入に加え、三万円の養育費を認定した場合、差額の手当一万円は親のために使われたことになりおかしい。

（四）養育費の負担をどうするかであるが、図表7に示した子どもの収入階級別の標準養育基準額を父母の収入の割合で分担するものとし、「子ども一人目の標準養育基準額における非監護親の収入階級別負担表」として一覽表にしたのが図表10と図表11である<sup>(45)</sup>。なお、収入は可処分所得とする。

収入階級は、父母の収入の合計で決める。階級毎の基準値と父母の収入割合に当たるところを指定し、該当の数値を分担額とする。非監護父の負担を示し、（ ）内は監護母の分担相当を示した。収入割合で九〇％は表示しなかったが、監護母は少なくとも一五％程度は負担すべきものと考えた。母V父のときは逆にする。

（五）次に父母の負担能力と公的扶助との関係の考慮が必要である。子どもの標準養育基準額の分担表を提示したが、負担義務を負う①②の階級において、父母に負担能力があるかどうかを検討する。図表8、図表9における①は、生活保護支給可能な階層であろうが、実際は給付を受けていないものが多いと思われる。社会保障法研究者によると保護の補足率は、四分の一程度という<sup>(46)</sup>。四分の三は受給可能にかかわらず、生活保護を受給していないことになる。しかし公的扶助が可能であるのに子どもの最低保障を確保しないというのは、子どもの生存権の保障、子どもの最善の利益の趣旨に反すると思う。少なくとも子どもの養育費について父母の分担可能の有無を検討し、不可能であれば公的支援を考えるべきである。そのために、セーフティネットの最低保障を確立する制度づくりが必要だと思う。

論 説

図表10 子ども1人目の標準養育基準額における非監護親の収入階級別負担表  
(0歳～小学6年)

収入階級別養育基準		収入割合による収入階級別の父(母)の分担額(月額 単位千円)							
10分位 収入階級 (万円)	基準 値 (千円)	㉑ 父85% (母15%)	㉒ 父80% (母20%)	㉓ 父75% (母25%)	㉔ 父70% (母30%)	㉕ 父65% (母35%)	㉖ 父60% (母40%)	㉗ 父55% (母45%)	㉘ 父50% (母50%)
① 0～372	85	72(13)	68(17)	64(21)	60(25)	55(30)	51(34)	47(38)	43(42)
②372～460	95	81(14)	76(19)	71(24)	67(28)	62(33)	57(38)	52(43)	48(47)
③460～536	100	85(15)	80(20)	75(25)	70(30)	65(35)	60(40)	55(45)	50(50)
④536～609	107	91(16)	86(21)	80(27)	75(32)	70(37)	64(43)	59(48)	54(53)
⑤609～683	114	97(17)	91(23)	86(28)	80(34)	74(40)	68(46)	63(51)	57(57)
⑥683～764	120	102(18)	96(24)	90(30)	84(36)	78(42)	72(48)	66(54)	60(60)
⑦764～862	125	106(19)	100(25)	94(31)	88(37)	81(44)	75(50)	69(56)	63(62)
⑧862～988	136	116(20)	109(27)	102(34)	95(41)	88(48)	82(54)	75(61)	68(68)
⑨988～1193	147	125(22)	118(29)	110(37)	103(44)	96(51)	88(59)	81(66)	74(73)
⑩1193以上	177	150(27)	142(35)	133(44)	124(53)	115(62)	106(71)	97(80)	89(88)

図表11 子ども1人目の標準養育基準額における非監護親の収入階級別負担表  
(中学1年～高校3年)

収入階級別養育基準		収入割合による収入階級別の父(母)の分担額(月額 単位千円)							
10分位 収入階級 (万円)	基準 値 (千円)	㉑ 父85% (母15%)	㉒ 父80% (母20%)	㉓ 父75% (母25%)	㉔ 父70% (母30%)	㉕ 父65% (母35%)	㉖ 父60% (母40%)	㉗ 父55% (母45%)	㉘ 父50% (母50%)
①0～372	107	91(16)	86(21)	80(27)	75(32)	70(37)	64(43)	59(48)	54(53)
②372～460	119	101(18)	95(24)	89(30)	83(36)	77(42)	71(48)	65(54)	60(59)
③460～536	126	107(19)	101(25)	95(31)	88(38)	82(44)	76(50)	69(57)	63(63)
④536～609	134	114(20)	107(27)	101(33)	94(40)	87(47)	80(54)	74(60)	67(67)
⑤609～683	142	121(21)	114(28)	107(35)	99(43)	92(50)	85(57)	78(64)	71(71)
⑥683～764	150	128(22)	120(30)	113(37)	105(45)	98(52)	90(60)	83(67)	75(75)
⑦764～862	157	133(24)	126(31)	118(39)	110(47)	102(55)	94(63)	86(71)	79(78)
⑧862～988	170	145(25)	136(34)	128(42)	119(51)	111(59)	102(68)	94(76)	85(85)
⑨988～1193	183	156(27)	146(37)	137(46)	128(55)	119(64)	110(73)	101(82)	92(91)
⑩1193以上	219	186(33)	175(44)	164(55)	153(66)	142(77)	131(88)	120(99)	110(109)

非監護父の負担能力を考えるために生活保護基準額を算出すると二級地で九万円程度、一級地で一〇万円程度になる。この数値は基本支給額の数値で現実には実際支給額の六五%といわれる。九二、〇〇〇円に一〇〇〇／六五を乗じると一四万一五三八円となり、一四万円程度が扶養義務者の留保できる水準額といえるのではないか。

## 七 むすびにかえて—養育費請求権、扶養義務理論の再検討

(一) 養育費の請求は民法七六六条の監護費用として請求されている。民法七六六条による請求をする場合に、監護権の内容が見直される必要がある。親権・監護権は親の権利ではなく親の義務であるというのが通説である。しかしその義務の内容については検討されていない。子どもの生活権・養育費をめぐる問題でその義務の内容は何か。それは二つある。第一に、同一水準の分担額を決めること、第二に、その結果が最低限度生活保護規準を充足していることとの判断が必要である。それは、子どもは家庭的存在であると同時に社会的存在であることから発生する。

一つは、親は子を監護養育するにつき共同生活をする家族として、同一程度・同一水準の生活を保持する責任がある。生活保持義務といわれるのはこの意味である。もう一つは、子どもが社会的存在であり、憲法一三条の幸福追求権、憲法二五条の生存権の規定は当然に享受する存在であることから、子を監護する親は最低生活を確保すべき配慮義務があると考えらるべきである。子どもは未成熟で法律行為や生活行為を自分で完全にはできないから、親権・監護権をもつ親が子どもの健全な発達を援助する義務がある。ところが、監護費用の分担としての算定処理で考慮されているのは、子どもの家庭的存在だけである。子どもの社会的存在としての最低保障は全く考慮されていない。これは監護権の内容を、親の権利として捉えるもので、親の義務としては不十分である。子どもが家庭的存在であることか

らは、父母の収入を同一程度に分け合うことでよい。しかし、子どもが社会的存在であり親とは独立した人格であるという側面からは、子ども健康で文化的な最低限度の生活水準は保障されるべきである。したがって、同一水準の生活費を算出して最低生活（生活保護規準額相当）を充足していなければ、子どもに対してこの水準を確保すべき配慮義務が親に存在するはずである。ところが、最低生活確保の実務処理は全くなされていない。民法七六六条を養育費の根拠として、同一水準のみを考慮すればよいとするのは、子の社会的存在としての最低生活保障へむけた配慮義務を果たしていない。子を独立した人格と考えずに親の庇護物とみなすもので、子どもの人権や人格を尊重する立場に立っていない。子どもは独立の法人格者として、父母に対して、自己の発達保障に必要な生活費の請求が認められると同時に、父母の収入が不十分な場合には憲法二五条の生存権の主張が認められるはずである。子どもは自ら訴えることはできないし、行政行為への請求も自らは行えない。親権者・監護者の代理・代行・同意により行われるので、親権者・監護者において配慮義務が果たされなければ、子どもの権利は守られない。しかし、実際はそのような請求はほとんど行使されていないので、事実上子の生存権確保の権利能力を奪われているに等しい。

婚姻が破綻し、離婚に至る関係では、父母の間に様々な感情や利害も絡まるから、監護者が完全に子どもの立場に立ち得ないことが多い。それゆえ、調停や裁判では子の生活水準が最低生活を充たしているかどうかの判断を行うべきである。特に養育費の算定方式を作る場合には、子の福祉の観点から作成すべきであり、理論上は同一程度の請求と最低生活の請求とがありうるから、両者を充足する算定方式が作られるべきものと思う。

(二) 養育費をめぐる裁判や立法政策に見直しと改善が必要である。国や社会はもっと子どもの成長・発達を支援する政策を講じるべきである。養育費裁判は紛争解決の合理性のみを追求し、子どもの生存権、最低保障を検討しな

い。子どもの養育費の程度は、実際の実務処理では生活扶助義務の程度になっている。むしろ、最低保障を検討しない分きびしくなっている。母子世帯の現状をみると、セーフティネットの最低保障の制度的確立が急務だと思う。そのためには、最低保障水準を設定して、父母が子どもの最低生活水準を確保できない場合には、国家が社会保障により補足給付を行う制度をつくるべきだと思う。日弁連は一九九二年に「養育費立替払制度」等を提言している。しかし、これを提言しただけで全く進展していない<sup>(47)</sup>。これは、生活保護法四条と七七条の関係を国の法政策として制度化するものである<sup>(48)</sup>。法の適用も縦割りでは民法と社会保障法は全く別の申立による適用となっている。それでよいのだろうか。家族法の課題は、子供・女性・老人などの弱者の保護が不可欠であるから、社会保障と密接に関連する。子の福祉が重要であるが、民法の枠内だけでは解決できない。特に子どもの養育費についてはセーフティネットの制度的確立が不可欠の課題である。子どもの保護に憲法二五条の光をあてるか否かは弱者救済の試金石といえよう。

それと、養育費の取決めがなされないということは、判断基準がないことにも原因がある。その意味では、算定方式、分担表の策定は重要であるが、それは、子どもの養育当事者のために作られるべきである。東京・大阪裁判官によるコンピュータ計算の「簡易算定表」は、実務の裁判・調停手続を迅速化するために作られているもので、全国の家庭裁判所で利用され、高裁の裁判にも判断基準として取り入れられて、定着化が進められている。このような矛盾の多いものを拙速に一般的基準として定着化を図ることは納得できない、世界に恥ずかしいことだと思う。これが定着されることはよくないと思ひ、セーフティネットの最低養育基準額と標準養育基準額のガイドラインを作った。これは別の考え方があるという問題提起である。算定方式は個別の事情を捨象して統一的に適用するものであるから、実務の一般的適用の養育費判断基準にするものは、合理性があり納得が得られるものでなければならぬ。そのためには、第三者評価が必要である。制度化を図るものは、国のしかるべき機関で政策決定し、第三者機関の検証がある



べきだと思う。

(三) 養育費の扶養負担を決める場合に、実務で行われている扶養当事者間の収入を按分する算定方式は見直しの必要があると思う。養育費の算定に、最低保障は不可欠であるから、それを問題としないのは瑕疵ある算定方式であり、生活保持義務に基づくともいえない。生活保持の義務の基本理念は同一水準の生活費である。扶養義務者は最低生活水準を割ってまで義務付けられないということは、判例・通説であり、審判例・裁判例の実務の多くもそのように認識されている。扶養義務者が最低生活費以上の水準であれば、計算上は子どもの生活費も最低水準以上が確保されなければ理論上同一水準にならないはずである。少なくとも婚姻費用の分担の場合は、生活保持義務と解する限り、生活保護水準以下の計算はありえないはずである。養育費の場合、父母の収入に違いがあるから父方、母方の高い方と生活した場合の同一水準額を子の必要額としているが、父と母がそれぞれ最低生活費を留保した扶養負担を義務づけられるとすれば、子の同一水準額は理論上においては最低生活費以下ということはありえない。ただ、父母の収入が低く子の養育負担をすれば最低生活を割ることはありうる。実務処理の算定では、生活保持義務に基づく算定をするといながら、算出結果は同一水準より格差のある低水準の養育費額となっている。これは養育費を低額にするこゝとになつても計算式という科学的処理をしたということとで公的扶助の問題が生じないように算定処理がなされていることを意味する。

扶養義務者が最低生活を確保すれば、同一水準の生活保持義務である限り、子どもは最低生活を確保できなければおかしい。そうでなければ、生活保持義務にならないはずである。子の最低生活水準が充足されているか否か検討されていなが、それは、親の負担能力が十分でなければ、子どもに同一水準を確保するためには親の負担の不足分を

公的扶助で補足せざるを得ないからである。そうしなければ父母子の扶養当事者はともに同一水準を維持できないから、公的負担の回避がなされていると考えざるを得ない。養育費の裁判は、扶養義務者である親（非監護親）は余力を確保しながら、子には生活保護基準以下の低水準で我慢を強いる算定処理となっている。算定方式は、生活保持義務に基づくといい、同一水準を出す数式を用いながら算出結果によれば生活扶助義務程度の養育額になるのは、これは算定方式の魔術である。もう一度、扶養義務の本質論に立ち返って算定方式を見直すべきである。

（四）生活保持義務の概念は、同一程度（＝同一水準）を分け合う関係、「一片のパン・一粒の米」を分け合う関係の二つの柱からなる。前者の生活保持義務が同一程度（同一水準）の生活維持義務であるということは庶民感覚に合うので支持されているが、これは平均的な生活水準を前提としたもので、収入の低い家庭に向けた適用の限界が示されていない。後者は、比喩的な文言であるが、法律的には弱者救済への権力不介入を意味し、国家責任（公的扶助）が免責される役割を果たす。これは、養育費請求権が民法七六六条を内容とするものとされ、監護権の内容が狭く解されていることによる。子どもは、家庭的存在であると同時に、社会的存在であり、家庭的には同一水準の保障でよくても、社会的存在としては、生存権の保障は不可欠であり、この最低生活保障の確保は保護者によってしか達成されない。監護権の内容を構成する。それゆえ、同一水準の算定のみでは不完全である。養育費裁判が最低保障を判断しないことは、子どもに不利益を転嫁するに等しい。

離婚後の親の未成熟子に対する扶養が生活保持義務であるとする、親は子に同一程度の養育義務を負う。親が、養育費の負担をして、生活保護基準を上回る生活をしている限り、父母の子に対する教育必要額は生活保護基準以下になることは理論上ありえない。子の養育必要額が生活保護基準以下であれば、親も生活保護基準以下の生活である

はずである。逆に算定結果から見ると、親は生活保持義務以上の余裕のある生活水準であるが、離婚後の子どもの生活費は生活保護基準以下である。このような生活水準の格差があれば、養育負担は同一水準ではない。その算定の養育義務の根拠は、生活保持義務ではなかったことになる。それは余力の程度である生活扶助義務で算定したことになる。しかし、実務は、生活保持義務と称して、生活保護基準以下の養育費を認定している。実務が正しいとすれば、扶養義務の概念がおかしいことになる。扶養義務論と実務処理の乖離が大きすぎる。

「未成熟子扶養における非監護親の扶養負担を考える場合には、二つに分けて考える必要があるのではないか。第一は、扶養の余力がある標準世帯以上の養育費は父母間の収入で分担し合うことでよい。第二は、低所得層以下の離婚においては、二世帯に分かれることにより、父母の収入の分配では、いずれか一方あるいは両方が貧困世帯、低所得貧困世帯に陥る可能性がある。このような場合には、『一片の肉』を分け合うような実務処理ではなく、父母の負担と公的扶助の三者の扶助責任を考慮して算定されるべきである。したがって公的責任を考慮しない算定方式は欠陥のある方式である<sup>49)</sup>。裁判官は、憲法九九条により、「憲法尊重擁護義務」があるのだから、憲法二五条に基づき作成された生活保護基準を算定に利用するならば、子どもの最低生活保障の充足のいかんを検討し判断すべきであって、按分指数としてのみ利用するのは学問的でもなく、科学的でもなく、法律判断として間違っている。

養育費の算定においては、次のことが考慮されるべきである。①養育費は、最低生活水準を確保されるべきである。最低生活水準以下の養育費を判定する場合には、近親の援助か、他法等の扶助により充足されることが認定されることが必要要件である。②父母の離婚により複数の子どもを父母間で監護を分け合う場合には、子ども間の発達上、生活上の平等に配慮すべきである。父母の収入格差で実際はある程度の格差が生じることはやむをえないが、養育費の算定上において明らかに生活・発達の不均衡が生じるような算定方式や養育額の認定は行なうべきではない。③父母

の離婚は子どもの発達を犠牲にすべきではない。子どもが生活水準を大きく下げて、父母の一方が婚姻時より豊かな生活をするのは間違っている。アメリカの離婚家庭の調査で、離婚後の母子の生活水準は平均七三%低下、夫の生活水準は四二%上昇したという報告があるが、日本もほぼ同様と推測される。非監護の父が婚姻中より生活水準を下げ、これまで共同生活をしない子どもの養育責任を持つとはいわれないが、少なくとも、離婚により非監護父の生活水準が豊かになり、監護しない子が進学困難をきたすような養育費を認定することは、子どもを犠牲にした離婚であり、離婚による父の生活水準向上の超過利益の分は、子どもが生活水準低下の不利益を受けた分に対して子どもの成長発達の必要額まで還元されるべきである。父母は収入差があるから、養育費に差別があつて当然とする考え方は、子どもの人権の観点から問題であると同時に、父子家庭と母子家庭の社会的性差を考慮しないジェンダー・バイアスである。<sup>(51)</sup>

(五) このように考えると、生活保持義務を根拠に同一水準を算出する算定方式は問題があると考えざるを得ない。

第一に、生活保持義務の基本概念である同一程度・同一水準の生活保持がゆがめられて実務に利用されていること、

第二に、父母の収入から特別控除された「基礎収入」を同一程度に配分すればそれで義務を果たしたとされること、

第三に、生活保持義務は共同生活を前提にした概念であるが、収入の多い非監護父と子が共同生活した場合の同等生活費を子の必要生活費とする養育費の算出は、親子間の生活格差（親が豊かで、子が貧困）が生じる原因を作っているのではないか。架空の共同生活関係の同一程度で必要額を認定しているため、算出結果における実際生活費は同一程度になっていない。第四に、生活保持義務の概念は子どもの家族的存在のみしか考慮していない。子どもの社会的存在に対して目を向けていないので、家族間での平等を考慮するにとどまり、子の社会的存在としての最低保障の判断を事実上免責する隠れ蓑になっている。

民法では父母の収入を分けるだけでなく、最低保障は社会保障の問題だという主張がある。それは裁く者の立場の感覚であって、弱い子どもの立場を軽視している。子どもは法人格が不完全であるから、自らの権利主張が制限されている。保護者である親が支えきれなければ自らの成長・発達の条件を確保できない存在である。民法と社会保障を分離した縦割り判断、もう一つは要件事実論による紛争の争点しか判断しない裁判のあり方では、発言権の弱く自分で主張できない子どもの不利益として取り残されている実情がある。

裁判実務はなぜか子どもの養育費の算定で最低保障を法律要件とはしない。最低保障の養育請求がないから要件事実としないのかもかもしれないが、そうすると、子ども自身は、直接の請求権がないから、法定代理人、訴訟代理人がネグレクトすれば子の権利は主張されず、最低保障の生活権についての権利能力は事実上否定されていることを意味する。職権主義の下で請求がないということで審判しないのでよいのか。弁論主義の裁判でも親子の利害対立や父母間の感情的対立で子の立場に立ち得ないこともある。子どもの権利の視点から考えると、請求がないことで裁判しないということは、子の福祉、子の最善の利益の理念に反すると考えざるを得ない。もし、扶養義務者について最低保障を割ってまで義務付けないから、同一程度の算定処理をするかぎり改めて扶養権利者の最低保障の検討をする必要はないというなら、結果が最低保障水準にならない算定方式の罪は大きい。算定方式の合理性が検証されなければならぬ。

これまでの検討は、生活保持の義務の概念の視点から分析してきたが、実務処理の状況をみると、生活保持義務の概念からの算定では、子どもの養育保障は無理といわざるをえず、養育費（婚姻費用を含む）の算出方法は根本から見直されるべきだと思う。そのような観点から、セーフティネットの最低養育基準と消費支出の一〇階級別の養育費分代表の試算をつくった。養育費は、「子どもを健全に育成するに要する養育費を客観的基準に基づき決定し、父母

はそれを能力に応じて分担し、不足分は養育者に所得保障すべきである。養育者に対する所得保障と養育費の徴収をリンクする制度を設けることも必要である」という提言、あるいは日弁連が提言する、国が養育費を立て替えて支払い、養育費請求権の譲渡を受けて義務者から取り立てる「養育費立替払制度」<sup>(53)</sup>の確立が望まれる。

当面の課題として、子どもの生活権を守るには、セーフティネットの最低保障の制度化が最も重要である。収入に余力がある家庭では、収入レベルに応じた養育費があつてよいが、養育保障の要は、公的責任をどう考えるか、父母の収入不足を補足給付する公的保障の仕組みの確立にある。

注

- (1) 法制審議会民法部会「民法の一部を改正する法律案要綱」ジュリスト一〇八四号一二七頁、一九九六年。
- (2) 新潟日報二〇〇四・四・一七夕刊。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『養育費の算定表』について」家月五五巻八号一一七頁、二〇〇三年。
- (3) 東京・大阪養育費等研究会 三代川俊一郎・橋詰均・小谷剛・谷口幸博・青木晋・濱谷由紀他「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」―養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案―判例タイムズ一一二号二八五頁以下、二〇〇三年。
- (4) 松嶋道夫「養育費のセーフティネットとガイドラインについて―養育保障基準の新しい提案」法律時報七五巻一三号三〇四頁以下、二〇〇三年。なお、この論考の試案は、「五年の別居」離婚条項改正に伴う諸条件の整備を要請する会（「要請の会」）の世話人から依頼を受け、世話人の有地亨九州大学名誉教授・弁護士、金住典子弁護士の助言を受け作成した。また、九州家族研究会の例会で報告し会員の発言から示唆を受けた。
- (5) 松嶋道夫「養育費裁判がおかしい」久留米大学法学五一・五二合併号一二二頁〜一〇〇頁、二〇〇五年。
- (6) 日本婦人団体連合会『女性白書二〇〇五』一〇二頁、ほるぷ出版、二〇〇五年。
- (7) 厚生統計協会『国民の福祉の動向・厚生指標』臨時増刊（五二巻一二号）九三頁、二〇〇五年。
- (8) 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編 平成一六年度』五八頁、法曹会、二〇〇五年。

- (9) 最高裁判所事務総局家庭局「養育費支払いの実情調査の結果について」家月五四巻五号一七二、一七三頁、二〇〇二年。
- (10) 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編 平成一六年度』四四頁、法曹会、二〇〇五年。
- (11) 最高裁判所事務総局家庭局『家庭裁判所事件の概況(一)』法曹時報三六巻(一一号)二二四〇頁、一九八四年。なお、扶養関係事件は「認容、調停成立のうち、未成年の要扶養者について父を具体的義務者と定め、月払いで金銭扶養をすることを取り決めた件数」であり、婚姻関係事件の養育費は、「離婚調停成立又は二四条審判のうち妻を未成年子の監護者と定め、夫から妻への養育費支払を月払いで取り決めた件数である」。なお、未成年扶養事件について、父を具体的な義務者と定めた金銭扶養の取り決められた月額は、昭和五七年で、一万円以下八八〇(二三、三%)二万円以下一三三三(三五、二%)三万円以下一〇五一(二七、八%)、四万円以下二三三八(六、三%)、四万円を超える二六一(六、九%)である(二二四二頁)。
- (12) 消費者物価指数は、平成一二年を一〇〇とすると、昭和五七年は八一・一で、平成一六年は九八・一であるから一七ポイントの格差がある。
- (13) 日本弁護士会連合会『問われる子どもの人権』九一、九二頁、こうち書房、一九九七年。
- (14) 日本子どもを守る会『子ども白書二〇〇四』一一四頁(図表三)、草土文化、二〇〇四年。
- (15) 厚生統計協会『国民の福祉の動向・厚生指標』臨時増刊(五三巻一二号)六三、六四頁、二〇〇六年。
- (16) 「あしなが育英会」の調査(東京新聞二〇〇五・四・一九)。生活保護費一級地一では、子ども一人の母子三人世帯の最低生活費は二七一、一九〇円であり、母が働き八万円の月収があり、仕送り五〇、〇〇〇円、児童扶養手当四六、八八〇円であれば、生活保護支給額は月額一二〇、〇四〇円支給されるという(福島由恵著・より良い生活保護委員会監修『新・生活保護バイブル』五二頁、ビジネス社、二〇〇五年)。
- (17) 千葉県「千葉県母子家庭の母への支援に関する調査」『子育て支援データ集二〇〇五』二〇一頁、生活情報センター、二〇〇五年。
- (18) 『国民の福祉の動向・厚生指標』前掲(注15)六六頁。
- (19) 杉本貴代栄「離婚・未婚(二)」婦人通信二〇〇五年六月号三八頁。
- (20) 佐藤隆夫『現代家族法』二七三頁、勁草書房、一九九二年。
- (21) 大澤知子「養育費等の債権による給与等の債権の差押えについて」ケース研究二八一号六九頁・二〇〇四年。

- (22) 中川善之助「親族的扶養義務の本質」法学新報三八巻六号一五頁、一九二八年。同・「親族法下」五八〇頁以下、青林書院、一九六〇年。
- (23) 梶村太市『新版 離婚調停ガイドブック』四三二頁、日本加除出版、二〇〇四年。
- (24) 深谷松男「生活保持義務と生活扶助義務」『講座・現代家族法 第四巻親権・後見・扶養』一九六、一九七頁、日本評論社、一九九二年。なお、この扶養義務二分説をめぐる評価については於保不二雄・中川淳編『新版注釈民法(25)親族(5)』七三三頁以下、有斐閣、二〇〇四年、の整理がわかりやすい（床谷文雄）。
- (25) 山脇貞司「養育費の取り決めとその履行確保」石川稔他編『家族法改正への課題』二七九頁、日本加除出版、一九九三年。
- (26) 高島良一「未成熟子に対する親の扶養義務」家月一五巻五号一〇頁以下、一九六三年、高島良一・佐久間重吉「未成熟子に対する親の扶養義務」判タ一三八号三九頁以下、一九六三年。労研の消費単位による算定方式を最初に提案された。労研方式にはもう一つ労研最低生活費方式があり、この方が先に実務で使用されているが、その後最低生活費が生活保護基準額より低くなり按分配分方式が使用されるようになった。
- (27) 三井博志・藤本和男他「家事事件における経済調査について(三) 生活費算出のための調査方法の研究」家庭裁判月報三七巻四号一五一頁、一九八五年。未成熟子の特別経費は、母親の特別経費に含めて計算するものとしている。
- (28) 松嶋道夫・前掲(注5)・五九頁以下に裁判例の分析と論評をしている。
- (29) 東京高決平一五・一二・二六家月五六巻六号一四九頁（原審東京家審一五・一〇・六家月五六・六・一五二、福岡家審平一八・一、一八家月五八・八・八〇）など。
- (30) 日本婦人団体連合会編『女性白書二〇〇六』二二三頁、ほるぷ出版、二〇〇六年。
- (31) 二宮周平・赤石千衣子・浅倉むつ子・丸山茂「座談会」ジエンダーの視座から家族法を考える」法律時報七四巻九号一七頁（丸山発言）、二〇〇二年。
- (32) 小石寿夫「未成熟子の養育費請求方法について」家月三四巻一二号五頁、一九八二年。同「未成熟子の養育費請求方法・再論」判夕五七〇号五頁以下、一九八六年。
- (33) 沼邊愛一「未成熟子の養育費の請求の方法」『家事審判事件の研究(1)』二四六〜二四八、二五四頁、一粒社、一九八八年。利益相反行為になるから七六六条で処理すべきだということは、紛争処理に偏した解釈論である。子が別居している扶養請



求するときに、母のみでは代理することができないという論理は、子の扶養請求について、事実上権利能力を奪うものであり、親権・監護権の義務性の本質にも反する。また、特別代理人の選任行為に問題があるということで、それをさける法解釈論は、特別代理人に代わる保護の代替方法が対置されなければ、親のネグレクトで子どもの不利益が放置されることになるのではないか。

- (34) 三宅篤子「婚姻費用算定額の算定方式と算定表」民商法雑誌一三二巻六号三一三頁、二〇〇六年。
- (35) 野田愛子「子どもの代理人制度について」民法情報二二五号一頁、二〇〇四年。
- (36) 東京・大阪養育費等研究会・前掲(注3)・二八五頁以下。
- (37) 濱谷由紀・中村昭子「養育費・婚姻費用の実務●大阪家庭裁判所における実情●」判例タイムズ一七九号三七頁、二〇〇五年。
- (38) 岡 健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判例タイムズ二〇九号六、七頁、二〇〇六年。
- (39) 岡部喜代子・三谷忠之『実務家族法講義』七七頁(民法研究会、二〇〇六年)の事例モデルでは、夫収入五〇万円、妻二〇万円である場合に基礎収入は夫三五万円、妻一二万円を認定して生活保護規準実額の比率を利用した算定方式で算出されている。基礎収入の割合が夫七〇%、妻六〇%と異なるのは説明がほしいが、この程度の控除額であれば基礎収入の認定はほぼ妥当の範囲であろう。
- (40) 東京・大阪養育費研究会・前掲(注二七)・二九〇頁の注二三。
- (41) 松嶋道夫・前掲(注4)・法律時報七五巻一三三号、三〇四頁以下。
- (42) 松嶋道夫・前掲(注4)・三〇五、三〇六頁。なお、法律時報掲載の同論文中の三〇六頁に誤植がある。表中の④小一〜六歳、⑤中一〜三歳、⑥高一〜三歳とあるのは、④小一〜六年、⑤中一〜中三年、⑥高一〜高三年の間違いであるので訂正する。
- (43) 松嶋道夫・前掲(注4)・三〇八頁参照。
- (44) 総務省統計局『家計調査年報平成一三年度』一七四、一七五頁、日本統計協会、二〇〇二年。
- (45) 松嶋道夫・前掲(注4)・三〇九頁。子ども二人目以上における非監護親の収入階級別負担額については、三二〇、三二一頁参照。

- (46) 片岡直「最低生活規準の今日的課題」日本社会保険法学会編『講座社会保険法五巻住居保障法・公的扶助法』二一七頁、二〇〇一年。
- (47) 平田厚『家族と扶養』一八二、一八三頁、筒井書房、二〇〇五年。養育費立替払制度について、「扶養権利者にとっては有効な方法であるが、純粋な債権譲渡方式であるとする、当事者間でこの給付を前提に無責任な養育費設定をすることも可能となってしまうだろうから、立替払額は実際の合意にかかわらず、一定の標準額とせざるをえないであろう」と述べ、平成一六年の法改正に関する議論で話題には上がったが、立法化の検討はされずに終わったという。養育費の立替払制度をつくる場合に重要なことは、セーフティネットとしての最低保障を立替払いするのが不可欠な課題であって、それ以上の養育費契約を立替払いかどうかは副次的な問題である。現状で問題なのは、養育費の算定額が最低生活の基準額より低いことである。そして養育費を支払っても一八%弱にとどまることに問題がある。本質的なことが論議されていない。
- (48) この制度のモデルであったスウェーデンの制度は「立替」から「援助」へ改定された。古橋エツ子「スウェーデンの単親家庭と家族福祉法制度―「扶養費援助法」を中心に―」中川淳先生古稀祝賀論集『新世紀へ向かう家族法』二九九頁以下日本加除出版、一九九八年に詳しい紹介がある。
- (49) 松嶋道夫「日本における養育費裁判の現状と課題」『第一〇回日韓家族法学会学術大会』（報告集）八三頁、二〇〇六年（発行 日韓家族法学会事務局 福岡大学）。
- (50) 金城清子『ジェンダーの法律学』九九頁、有斐閣、二〇〇二年。
- (51) 「家族法におけるジェンダーの課題」について論じたことがある。松嶋道夫「家族法とジェンダー」保坂恵美子編著『比較ジェンダー論―ジェンダー学への多角的アプローチ』一三四頁以下参照、ミネルヴァ書房、二〇〇五年。
- (52) 上野雅和「社会保障と扶養義務」『家族法改正への課題』五二二頁、日本加除出版、一九九三年。
- (53) 日本弁護士連合会『問われる子どもの人権』九二頁、こうち書房、一九九七年。日本弁護士連合会『婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」に対する意見書』四五頁、一九九三年。